

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

国外財産調書制度における過少申告加算税の加重措置について



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

居住者（非永住者を除く）は、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないとされています。

国外財産調書制度は、国外財産に係る適正な課税・徴収の確保を図る観点から、納税者本人より国外財産の保有について申告を求める仕組みとして平成24年度税制改正において創設され、平成26年1月から施行されています。

この制度では、過少申告加算税等の軽減加重措置が設けられています。

今回は、課税庁より過少申告加算税の加重措置の適用を受けたもののうち、自主的に修正申告書を提出した場合と調書の記載の程度が争われた2つの判決をご紹介します。

II. 自主的に修正申告書を提出した後に国外財産調書を提出した事例

平29.9.1公表判決
(棄却) J108-1-02

<事案の概要>

本件は、審査請求人が、平成26年分の所得税等について、国外財産に関して生ずる所得の申告漏れ等があったとして自主的に修正申告書を提出した後に国外財産調書を提出したところ、原処分庁から、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下「国送法」という)6条《国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例》の過少申告加算税の加重措置の適用を受けた事案です。請求人は、この規定は自主的に修正申告書を提出した場合には適用されないなどとして、同処分の全部の取消しを求めていました。

<審判所の判断>

1、軽減加重措置の趣旨等について
軽減加重措置は、適正な国外財産調書の提出に向けたインセンティブとし

て設けられた措置であり、飽くまで国外財産調書の提出を基軸とし、これを適正に提出した場合には加算税を軽減する一方、適正に提出しなかった場合には加算税を加重するものである。

上記軽減加重措置の例外として、国送法6条4項(現行6項)は、提出期限後に国外財産調書が提出された場合であっても、その提出が、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税につき調査があったことにより更正等があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、軽減加重措置を適用する旨定めたものであり、その趣旨は、提出期限内に国外財産調書の提出がなく、提出期限を経過した場合であっても、自主的な国外財産調書の提出にインセンティブを与えることによりその提出を奨励するものと解される。

2、本件への当てはめ

国送法6条4項は、「提出すべき国外財産調書が提出期限後に提出され、かつ、修正申告等があった場合」と規定する。すなわち、同項は、修正申告書の提出があった場合において、国外財産調書が提出されていることを要件として規定しているものと解するのが相当である。

以上のことからすると、国送法6条4項は、国外財産調書が提出期限後に提出されたことを前提とし、それ以後に修正申告書の提出があった場合(修正申告書の提出があった場合において、国外財産調書が提出されていることを要件とするもの)の取扱いを定めたものと解するのが相当であり、自主修正申告書の提出後に提出された国外財産調書には、同項の規定の適用はないと解される。

本件国外財産調書は、修正申告書の提出後に提出されたものであるから、国送法6条4項の規定の適用はなく、本件国外財産調書は提出期限内に提出されたものとはみなされない。

本件修正申告書の提出については加重措置の適用がある。

III. 調書への記載が不十分であると判断された事例

平30.6.22非公開判決
(棄却) F0-1-1068

<事案の概要>

本件は、原処分庁が、米国の国籍を有する日本の居住者である審査請求人の米国の投資機関との契約に基づいて生じた資産運用に係る所得について、これら所得区分は、利子所得、配当所得、雑所得及び株式等に係る譲渡所得の各所得に該当するなどとして、平成24年分、同27年分の所得税等の各更正処分及び過少申告加算税等の各賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、平成27年分の過少申告加算税の賦課決定処分には、国外財産に係る過少申告加算税の特例による加重措置は適用されないなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事案です。

請求人は、提出期限までに国外財産調書を提出していましたが、有価証券は株式、地方債投資信託と種類別に区分して記載していましたが、銘柄の別による区分がされていませんでした。

<審判所の判断>

1、法令解釈について

国送法において、国外財産調書に「国外財産の種類、数量、価額及び所在その他必要な事項」を記載することが規定され、特に有価証券については、株式、公社債、投資信託等の別のほか銘柄も記載することが規定されていること及び国外財産調書制度の加算税の加重措置は、修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないときだけでなく、重要なものの記載内容が不十分な場合にも適用されることからすれば、加重措置の適用は、提出された国外財産調書の内容から申告漏れ等の基因となる国外財産の特定が困難である場合になされるものと解することが相当である。

2、本件への当てはめ

平成27年分賦課決定処分における加重措置の適用の判断の基となる国外財産調書は、平成27年分の所得税等の更

正処分の基因となる国外財産のうち、平成27年譲渡財産については、平成27年に提出すべき国外財産調書、すなわち、平成26年分調書であり、その他の国外財産については平成27年分調書となる。

請求人は本件投資口座の各資産に係る権利者であると認められることから、国外財産調書には、当該資産ごとに「国外財産の種類、数量、価額及び所在その他必要な事項」の記載を要することとなる。

平成27年分調書には、国外財産の区分は「その他の財産」、その種類は「出資分」と、いずれも一括して表示され、有価証券についてもその銘柄の記載がないことから、当該記載内容からは、申告漏れ等の基因となった国外財産を特定することが困難であると認められる。

平成26年分調書には、有価証券として「〇〇」、「××」との記載があるものの、平成27年譲渡財産に係る個々の銘柄の記載はなく、当該記載内容からは、申告漏れ等の基因となった平成27年譲渡財産を特定することが困難であると認められる。

そうすると、平成27年分の所得税等の更正処分の基因となる各国外財産の平成27年分調書及び平成26年分調書の記載内容は、いずれも「国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるとき」に該当すると認められることから、平成27年分賦課決定処分には、更正処分の基因となる国外財産に係る所得税等に関して加重措置が適用されることとなる。

IV. おわりに

TAINSでの「検索ワード」は「国外財産調書」です。

特に記載の程度が争われたⅢの非公開判決は実務に役立つものですので、是非ご活用ください。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

ミロク情報サービス

MJSのノウハウを集結した会計事務所向けERP「ACELINK NX-Pro」なら、事務所業務のデータを一元管理して会計事務所の経営効率化を支援します。



MJSイメージキャラクター 菊川 伶

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索

顧問先向け業務パッケージ

MJSLINK NX+Plus

小規模事業者 中小企業

かんたんクラウド ACELINK NX-CE

企業規模に合わせたラインナップ

顧問先システムとのデータ連携へ

ACELINK NX-Proと顧問先システムのデータが連携することで、様々な経営分析機能により顧問先に向けた経営戦略支援を円滑に行う事ができます。

●ACELINK NX-Pro、MJSLINK NX+Plus、かんたんクラウド、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



財務と経営システムのリーディングカンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

